

## 6. 輸入貨物の原材料のうち未使用で本邦に輸入されるものに係る費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。

当社は輸入貨物の契約予定数量に基づき、原材料である生地を売手に無償で提供しましたが、生産計画の変更に伴い、その生地を使用した衣類の生産を予定数量の半分で取りやめることとなり、今般、余った生地を本邦へ輸入することとなりました。

輸入貨物である衣類の課税価格を計算するにあたって、その余った生地に係る費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、余った生地は、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当しませんので、その余った生地に係る費用の額を、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、そのスペア部品等を含む費用の総額とされています。

しかしながら、上記の取引において余った生地は、生産ロス分やスペア分ではなく、輸入貨物に組み込まれずに本邦へ輸入されるものですので、その余った生地に係る費用の額を、その輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

なお、その余った生地を輸入する際には、その生地についての輸入（納税）申告が必要となります。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法基本通達4-12(6)イ

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)